トライアル雇用助成金
一般トライアルコース

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。
労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

チェック項目

- ☑ 雇用保険に加入している会社
- ☑ 「ハローワーク等の紹介」により下記のトライアル対象者を試験的に雇用する会社
- ☑ 採用日前後6ヶ月間に、会社都合により離職させていない会社

助成額

対象者かどうかは、ハローワーク等が判断します。
もしかしてと思ったら確認してみましょう！

対象労働者	支給額
❶ 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者	月額/4万円
❷ 直近において離職している期間が1年を超えている者	
❸ 妊娠、出産又は育児を理由として離職し、安定した職業についていない期間が1年を超えている者	
❹ 55歳未満の安定した職業についていない者であって、ハローワーク又は職業紹介事業者等においた就労に向けた支援として職業安定局長が定めるものを受けている者	
❺ その他の就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者として厚生労働大臣が定める者	

4万円×最大3ヶ月=12万円

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合
1人につき/ **月額5万円**
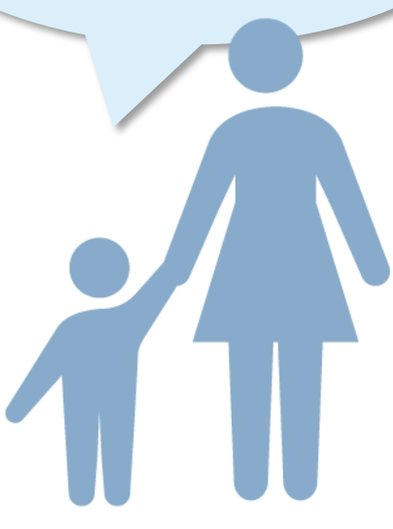
母子家庭の母等の場合、
特定求職者雇用開発助成金
（特定就職困難者コース）の
第2期の併用が可能。
使いやすさは一番！！